



日本版スチュワードシップ・コード第三次改訂に伴う対応について

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」）は、2014年5月30日に「『責任ある機関投資家』の諸原則『日本版スチュワードシップ・コード』」（以下「日本版スチュワードシップ・コード」）の受入れを表明し、スチュワードシップ活動に取り組んでまいりました。

今般、GPIFは、2025年6月26日に確定した第三次改訂版の「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に賛同し、2025年12月8日に「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を更新しました。

今回の更新にあたっては、実質株主の透明性向上への対応と協働エンゲージメントについて考え方とその対応を明示しました。

また、前回の更新時と同様、コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）に留まらず、被保険者からの十分な理解を得る観点から、コンプライ・アンド・エクスプレイン（原則を実施している項目に関しても、自らの具体的な取組について積極的に説明を行う）の考え方を取り入れています。

引き続き、アセットオーナーとして、モニタリングに加え、「スチュワードシップ活動原則」や「議決権行使原則」も活用し、運用受託機関と積極的に対話（エンゲージメント）を行います。加えて、インベストメントチェーンの参加者として、長期的な投資収益の拡大を図る観点から、幅広い市場関係者との継続的な対話・協働なども通じて、投資先及び市場全体の持続的な成長に貢献し、スチュワードシップ責任を果たす取組を推進してまいります。

以上